

市民文教委員会会議録

平成29年3月14日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:09

【 案 件 】

1. 請願第 9 号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願
2. 議案第 3 号 平成28年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)
3. 議案第14号 平成29年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
4. 議案第15号 平成29年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
5. 議案第24号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例
6. 議案第25号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について (契約課)
2. 指定管理施設の評価について (生涯学習課)
3. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
4. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について (建築課)
5. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について (行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」を議題といたします。

本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

平成29年に、太陽光発電に関する事業計画策定ガイドラインというのを、国のほうが今つくろうとしていると思うんですけども、その中で土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続についてはどのような方向性になっているか、お伺いいたします。

○環境整備課長

今質問者からご案内のありました、事業計画策定ガイドライン。これは、まだパブリックコメント段階での案ですけれども、そこで、「土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続」につきましては、5点示してあります。

「関係法令及び条例における規定に従い、土地及び周辺環境の調査、土地の選定を行うこと。」2番目に、「関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること。なお、条例等に基づく環境アセスメント手続が必要な場合、事業計画の認定の申請を行う前に環境影響評価方法書又はこれに相当する図書（環境影響評価の方法について検討した内容を記載する書類）に関する手続を開始していること。」3番目に、「自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。」4番目に、「土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から適切な土地の選定、開発計画の策定を行うように努めること。」5番目に、「計画の遅延や採算性悪化などが見込まれるカリスク評価を実施し、事業実施の適否を判断するように努めること。」というふうになっております。

○兼本委員

それでは次に、地域との関係構築についてはどのようになってますでしょうか。

○環境整備課長

地域との関係構築につきましては、2点が示されております。まず、「事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。」2番目に、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的な対応方法について、自治体と相談するように努めること。環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の建設計画についても自治体と相談の上、事業の概要や環境・景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること。」というふうになっております。

○兼本委員

恐らく今述べられましたように、全国各地でいろいろと問題等があって、今ガイドラインが策定されてあるのではないかというふうに思うんですが、今の最初の土地及び周辺環境の調査とか土地の選定、関係手続等々も、これからやっぱりこういう再生可能エネルギーの開発を行うに当たって、いろいろと問題に飯塚市でもなってくるのではないかというふうに思います。

今、飯塚市には自然環境保全条例というのがあるわけですが、例えば、そういった中に、ゾーニングといったような制度的な対応を、飯塚市の条例として制定することによって、促進地域であるとか、開発可能区域を定めたりということができないのではないかというふうに思います。

もう一つが、今の中で、事業者と協定や交渉を通じての開発の影響を軽減したり、代替措置を講じたりして、住民との丁寧な合意形成を促したりするなど、行政指導を行うこともできるのではないかというふうに思います。ただ、今現状として、国の制度では、自治体が個別の事業案件について、把握できてないというふうに思うんですね。簡単に言うと、自治体に情報が開示されてないのではないかというふうに思います。このような状況では、自治体の対応が、当然後手に回るということが改善されないのではないのかなというふうに思います。そういったところで、例えば数メガワット以下のメガソーラーの建設予定地を事前に届け出ることを義務づけることも可能ではないのかなというふうに思います。こういった規定によってトラブルにつながりそうな開発計画を早期に把握できれば、今後の対応を検討する時間が確保されますし、いろいろと対応策は出てくるのではないのかなというふうに思います。

もう一つが、県に対してメガソーラー開発を環境アセスメントの対象としてもらうように要望を行っていく必要もあるのではないのかなというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

○環境整備課長

今、条例の改正等についてご提案をいただきました。前回のご答弁でもさせていただきましたけれども、今後も引き続き県の関係機関等と連携をしながら対応を図っていく。それから国に対して、太陽光発電に係る適切な開発が行われるための具体的な法整備の早期実現に向けて、強く要望を続けてまいりたいと思っています。それから、今後のエネルギー社会の動向や他自治体等の状況把握などの詳細な情報収集に努めながら、条例改正などについても有識者であります、審議会の弁護士の先生とも協議を経ながら、協力を得ながら、さまざまな観点から研究をしてきたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手)

賛成多数。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第3号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第3号 学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の21ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、「潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業」の第2期工事分に関しまして、国の補正予算に基づいて交付金の内定を受けましたので、平成29年度分として予定しておりました事業につきまして、一部前倒しして予算措置を行うため、補正予算を計上しているものでございます。補正する額といたしましては、21ページの第1条のところに記載しておりますように、歳入、歳出、それぞれ3580万円を追加することといたしております。

歳入、歳出の明細につきましては、事項別明細書により、ご説明をいたします。25ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、3款の国庫支出金におきまして、自校式給食施設整備の財源となります、学校施設環境改善交付金を、今回の国の内定に基づきまして1800万円増額をいたしております。また、8款市債におきまして、これも自校式給食施設整備の財源となるものですが、学校給食施設整備事業債を1780万円増額いたしております。

次に、歳出につきましては、1款2項、施設整備費におきまして、「潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費」といたしまして、国から内定を受けた交付金に対応する補助対象工事費として、3580万円を増額いたしております。以上のことに伴いまして、継続費の年度割の変更などを行っております。すいませんが、23ページにもどっていただきたいと思っております。

23ページの第2表、継続費補正といたしまして、平成28年度の年割額を、先ほどの工事費分として3580万円増額するとともに、平成29年度の年割額から、同じ額を減額いたしております。また、第3表、地方債補正といたしまして、先ほどご説明いたしましたように、市債の増額に伴いまして、限度額を1780万円増額いたしております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第3号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたしま

す。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第14号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」についてご説明をいたします。

予算書の387ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出それぞれ1576万8千円とするものでございます。

本特別会計は、筑穂地区にあります、うぐいす台団地、大分駅前団地、その他大分の一部のし尿及び生活雑排水を処理する、うぐいす台団地汚水処理施設の管理運営を行うもので、施設維持管理業務及び使用料徴収業務につきましては、上下水道局に事務委任しているものでございます。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

まず、歳入からご説明いたします。390ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成28年度の使用料調定実績に基づきまして、現年度分1489万6千円と見込みまして、過年度分につきましては15万3千円を計上いたしております。合計で1504万9千円といたしております。

次に、2款1項財産運用収入につきましては、1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子といたしまして10万8千円を、2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入といたしまして61万円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。391ページをお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費につきましては330万2千円を計上いたしております。その主なものは、19節の上下水道局への事務委任負担金292万8千円でございます。

次に、1款1項2目の施設管理費として1146万6千円を計上いたしております。その主なものは、汚水処理施設の運転に係る電気料、水道料の光熱水費で222万4千円、放流水の水質基準を遵守し施設を適性に運転管理するための維持管理委託料が178万2千円、汚泥採取等委託料が270万円を計上しているところです。

また、基金に関しましては汚水処理施設整備基金積立金284万2千円、預金利子積立金で10万8千円、及び運用収入積立金61万円を計上いたしております。これに2款1項1目の予備費といたしまして、100万円を加えまして総額1576万8千円としているところでございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 平成29年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第15号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について、ご説明をいたします。

予算書の393ページをお願いいたします。第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額につきまして、それぞれ16億4037万1千円と定めるものでございます。歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。

まず、歳入でございます。399ページをお願いいたします。1款1項1目、学校給食費、これは保護者の方からいただく給食費でございますけれども、1節、小学校給食費といたしまして3億2578万6千円、2節、中学校給食費といたしまして、1億8160万円を計上いたしております。昨年と比較して39万8千円の増額となっております。次に、3款、繰入金につきましては、給食の食材費以外の職員人件費、事務費、公債費などの、給食事業に係る経費について、一般会計からの繰り入れにより賄うものでございますが、9億3390万円を計上いたしております。

400ページをお願いいたします。自校式給食施設整備事業の財源といたしまして、8款1項1目、学校給食事業債を1億9810万円計上いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。402ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費につきましては、主に職員給与費、一般職員32人分の給与費や、その他口座振替手数料など、給食費の収納にかかわる経費など2億5321万6千円を計上いたしております。

403ページをお願いいたします。1款1項2目、給食事業費では、給食事業の運営、管理に係る経費として4億3347万5千円を計上いたしております。これは、説明の欄に記載をしておりますように、各給食施設の修繕量、維持補修費、各種の保守点検委託料、施設から排出される汚泥などの産業廃棄物の処理委託料などでございます。また、405ページの説明の欄の3段目の庄内小学校給食調理等業務委託料から406ページまで、3項目目に飯塚第2中学校給食調理等業務委託料まで、民間委託を行っています各校の給食調理等業務委託料、これは債務負担行為分になりますけれども、これを計上しております。委託料の総額は2億2367万4千円となります。

次に、406ページ、1款1項3目におきまして、学校給食賄材料費5億927万4千円を計上しております。これは、保護者の方からいただきます給食費に相当する額を、賄材料費として計上いたしておるものでございます。

次に、1款2項1目、施設整備費につきましては、説明の欄をご覧くださいと思います。「若菜小学校自校式給食施設整備事業費」、これは調理室の空調設備の設置工事費でございます、2215万3千円を、それから小中一貫校整備関連では、407ページに入りまして、「目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業費」として740万7千円、「潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費」として2億217万円、「楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費」として68万4千円を計上いたしております。

次に、408ページをお願いします。2款1項、公債費につきましては、市債の償還に係る元金及び利子といたしまして、合計2億199万2千円を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明をいたします。すみません、戻っていただきまして396ページになります。396ページの第2表、債務負担行為でございますが、平成29年度末で契約期間が満了となります、鯉田・飯塚小学校、二瀬中学校区、庄内・顕田中学校区、及び平成30年度から自校式により給食調理を開始を予定しております鎮西中学校区、これの業務委託料につきまして、それぞれ債務負担行為を計上しているものでございます。

最後に、地方債につきまして、397ページ、第3表、地方債をご覧くださいと思います。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、表に記載のとおりとするものでございます。

以上簡単ですけれども、平成29年度当初予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

399ページ、歳入です。1款1項1目、学校給食費の中に、小学校、中学校それぞれ滞納繰り越し分がありますが、この滞納分、ここ数年、推移はどんなふうになってますか。

○学校給食課長

ここ数年の推移といたしましては、ちょっと数字が細かくなりますけれども——。ちょっと今、手元に細かい数字がございませんけれども、最近の滞納、だいたい98%強ぐらいの徴収率となっております、大体年間——。すみません。あまり急激にふえたり減ったりとかいうような状況ではございません。現年度分の徴収率というのは若干、徴収率は改善傾向という形では推移はしております。

○上野委員

滞納繰り越し分、何世帯分とかいうのはお持ちですか。

○学校給食課長

件数としましては——。すみません、細かい年度別の数字がありませんので、概略でようございますでしょうか。今、手元にある資料としては、おおむね現年度分の未納あるいは滞納繰り越しである方、人数的に言いますと、延べ1300人ほどという形になっております。

○上野委員

滞納繰り越し分というのは、いわゆる平成28年度分ではなくて、数年間の積み重ねということなんですね。これ、どこかでどうにかしていかないといけないと思うんですが、現在、例えば3年前の分は償却していったりとかいう処理の仕方はやられてあるんですか、それともずっと滞納分は滞納分として積み重なっていかれてあるんですか。

○学校給食課長

今ご指摘いただきましたように、合併以後の滞納分が積み重なっている額ということになります。学校給食費につきましては、市債権でございますので、2年で時効ということになっておりまして、特段に分割納入とか、そういった形で納入がされない部分につきましては、特に債権者の方が転出されたりとかしてなかなか連絡が付きがたいというような状況になっている債権も結構ございます。そういった部分につきましては債権管理委員会のほうにお諮りをしまして、不納欠損の処分をさせていただいているところでございます。また、徴収可能な部分につきましては、これは毎年、定期的にできているわけではございませんけれども、裁判所に支払い督促の申し立てを、過去数回行ってきているというような状況でございます。

○上野委員

滞納をされている方の家庭の状況というのはいろんなケースがあろうかと思うんです。もうここではお聞きしませんが、例えば地域別に偏ったりとか、そういうことがもしあるのであれば、細かくケアをしていただいて、滞納がクリアに、できるだけ公平になるように、ご苦労でしようけど、やっていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第15号 平成29年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第24号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

議案書25ページをお願いいたします。提案内容といたしましては、飯塚市教育研究所の新庁舎移転に伴い、位置を変更するため、第2条表中「飯塚市忠隈523番地」を「飯塚市新立岩5番5号」に改めるものです。平成29年5月8日から施行するものであります。なお、資料として、新旧対照表を議案書26ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第24号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第24号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第25号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。飯塚市吉原町のあいタウン2階に設置してあります、飯塚市市民交流プラザにつきましては、指定管理者制度を活用し運営を行っておりますが、本年4月より運営体制を直営にし、今まで行われていた市民活動団体等への支援や情報収集等に加え、施設の機能強化といたしまして、空きスペースを活用し、ふるさと納税のアンテナショップやまちづくり協議会のサテライトステーション的な機能、さらには消費生活相談等の出張相談窓口などの幅広い機能を付加し、施設の活性化を図っていかうとするものでございます。なお、議案書の29ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照方お願いいたします。

以上、簡単でございますが、「議案第25号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」についての補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

最初に、この市民交流プラザというのは、どのような経緯で設置されたのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

平成7年9月27日付で、当時の市長宛てに吉原町地区市街地再開発準備組合より、再開発ビルの中に公益施設導入を求める要望書が提出をされ、それを受けまして、どのような施設にするのが望ましいか検討がなされ、市民活動の多様な分野にわたり、NPOなどの組織面でも対応できる総合的な拠点施設を設定する必要があるとの結論から設置をされたものでございます。

○兼本委員

今までずっと指定管理者制度で運営されていたわけですが、この指定管理者について、どのような団体が運営していらっしやったのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

指定管理をされておりました団体につきましては、特定非営利活動法人、NPOと申しますが、市民活動ネットワーク e-ZUKAでございます。当該団体につきましては、市内のボランティアグループの代表者や学識経験者及び個人で設立の趣旨に賛同された方々を集めて組織された団体であり、平成15年9月22日に設立をされております。

○兼本委員

そうすると、平成7年から平成15年までは直営で、その後、指定管理者制度に変わったということよろしいのでしょうか。

○まちづくり推進課長

平成7年は要望書が出された時期でございますが、当初は平成15年11月28日から29年3月31日までが、指定管理ということで更新を重ねてきている次第でございます。

○兼本委員

それでは4月以降に新たにに取り組む事業を、先ほど説明いただきましたけども、今の指定管理者では、それはできないのでしょうか。

○まちづくり推進課長

現在の指定管理者の方にご相談をした経緯はございますが、法人設立の趣旨や人員の問題など、さまざまな課題があり、とてもできるものではないというご回答でございました。また、無理にお願いすることになれば、業務がふえることに伴い、指定管理料も増額になりますことから、直営で運営することになった次第でございます。

○兼本委員

そうすると、議案審議の中で、今まで行われていたものについては運営委託を行われるという説明をいただいたと思うんですね。これは平成29年3月31日で、今の指定管理者は委託が終了するということですね。そうすると今度はどこに委託するような形になられるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

市民交流プラザ条例第1条に規定をされております、市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくり、その他の公益的の事業を推進できる専門的知識を持った団体をお願いすることになろうかと思っております。

○兼本委員

そうすると、4月から新たな事業を行うわけですね。今新しい指定管理者は決まっていないということですね。直営か。直営でされる。運営委託は、委託をされるという形になるわけでしょう。何か運営体制にいろいろと不安があるのではないかと、今、私はちょっと思ったんですけども、利用される市民の皆さんもそのような思いではないのかと思いますので、早急に運営体制というのを明確にしていればというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

そもそも、この市民交流プラザに指定管理者制度を導入した理由を教えてください。

○まちづくり推進課長

市民交流プラザを設置するに当たり、施設を設置すれば、運営する市の職員が出向し、そこで業務を行うこととなりますが、人事異動等で職員が交代することで、施設の設置目的を達成するための専門性を蓄積することが困難になることや、設置の趣旨から鑑みて、市民みずから

の手で自主的に運営するために、運営する主体を独立した団体で運営することが望ましいとの結論により、平成15年9月に地方自治法が改正されたことも相まって、指定管理者制度を導入し、今日まで続いてきたところでございます。

○上野委員

これまでずっと指定管理、それからやられてこられたわけですけど、成果はどういうふうに把握されてありますか。

○まちづくり推進課長

成果につきましては、市民交流プラザの設置目的に合致した取り組みがなされたことにより、本市の市民活動の推進に寄与してきたものと考えております。

○上野委員

市民活動に寄与してきたという認識があられるのに、何で今回指定管理から直営に戻されるのか教えてください。

○まちづくり推進課長

確かに、本市の市民活動の推進に寄与したことなど一定の成果があったことは、先ほどご答弁させていただきましたが、ここ近年登録団体数が減少傾向にあること。さらには施設利用者数も減少傾向にありました。そこで、市民交流プラザの有効活用や空きスペースの活用、利用者増の方策等を検討する中で、市民の皆様により密接した、利用しやすい施設となるよう、直営化する方針を決定したところでございます。

○上野委員

今、市民活動の推進には寄与してきたけども、登録団体とか利用者数減少傾向にあるという課題がありますということですが、これらの課題を解決するために、民間よりも直営でやったほうがノウハウがあるよ、自信があるよということを受け取っていいんですか。

○まちづくり推進課長

当然、今まで担ってきた部分については、ご協力をいただきながら、さらなる施設の活性化のために直営化をするというところでございます。

○上野委員

この指定管理から直営に戻した施設って、ほかに何かありますか。

○まちづくり推進課長

申しわけございません。私のほうで把握はいたしておりません。

○上野委員

一時的に直営に戻されたのはあると思うんですけど、恒久的に戻した施設ってのはないんじゃないかなというふうに私は思ってるんですけど、議案の審議の中でも意見がありましたけど、施設を直営で運営できるように条例改正をしているのに、運営委託と直営の部分があると。コスト的はどうなのかというふうな意見が出ておりましたが、このことについてどのように捉えられておられるのか、お尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

今回、直営で運営するのに運営委託があることで、若干わかりづらいと思われておりますが、あくまでも施設を直営で運営する中で、市の組織上の問題もあり、職員を常駐することは困難であること、さらには今まで果たしてきた役割は、引き続き継続する必要もあることから、今までの部分については、専門的な知識を持つ団体をお願いしながら、施設の活性化に向けた新たな事業も展開していく予定でございます。コストの問題につきましては、指定管理で行っていたときとほぼ同額であり、かつ新たな事業も実施できますことから、直営になることで費用が増加するということではございません。

○上野委員

今まで果たしてきた役割を引き続き継続する必要があるということで、活性化される理由で

直営に戻すというご答弁でしたけど、指定管理というのはたしか5年間じゃないですか。この市民交流プラザの将来展望とか存在意義も問われているんじゃないかなと私は思うんですよ。直営に戻されて、もし、このような今の課題が解決できなかった場合、ここ数年間で市民交流プラザのあり方自体も検討しなくてはいけないと思うんですけども、そこらへんどのような認識がありますか。

○まちづくり推進課長

確かに、委員言われますとおり、直営に戻すことで確実に活性化になるかと言われると、まだ甚だちょっと疑問な部分がございますが、そのようになるように努力をしていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第25号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします工事は、土木一式工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事のI等級に格付されている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校メイングラウンド整備工事」につきましては、15者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9810万3960円、落札率88.07%で「三智産業株式会社」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります。15者全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

○生涯学習課長補佐

指定管理施設の評価について、ご報告いたします。

お手元に資料を2枚お配りさせていただいております。生涯学習課で所管しております、飯塚市立図書館、その内3館、飯塚館、ちくほ館、庄内館及び飯塚市庄内生活体験学校の平成27年度の業務実績に対する外部評価が、飯塚市指定管理者評価委員会より2月10日付で、市長に対して答申がなされたので、その結果についてご報告するものです。

資料の1枚目をお願いいたします。初めに、飯塚市立図書館3館、飯塚館、ちくほ館、庄内館につきましては、平成25年度より平成29年度までの5年間、指定管理者として株式会社図書館流通センターが管理運営を行っております。

評価結果につきましては、業務履行状況、利用者サービス、及び経済性の各項目に対する達成基準を5段階により評価が示されております。

総合評価のコメントといたしまして、図書館の利用者向上のための手だてを職員で協議し、取り組みを実践している。また、自主事業にも力を入れており、利用改善のための努力がなされているなど、協定等の内容以上の水準で業務を履行しているとして、A評価をいただいております。

今後もこの評価を維持できるように、指定管理者と協議を重ね、図書館利用者サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に資料の2枚目をお願いいたします。飯塚市庄内生活体験学校につきましては、平成27年度より5年間指定管理者として、特定非営利法人体験教育研究会ドングリが、管理運営を行っております。

総合評価では、当該施設への案内表示の設置場所や広報活動への注力などのご意見をいただいております、B評価を受けております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」報告を求めます。

○学校給食課長

飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について報告をいたします。

平成29年3月末で委託契約の期間満了を迎える菰田小学校及び片島小学校の2校の調理等業務受託候補者の選定について飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公正な審査の結果、受託候補者を特定した旨、答申がなされたので報告するものです。お手元に配付をしております資料をお願いいたします。

「3 答申の概要」のところに記載をしておりますように、受託候補者は、学校法人中村学園 中村学園事業部でございます。

資料として、給食運営審議会の答申書をお付けしております。1枚めくっていただきまして、1ページ目の2行目でございますけれども、委託期間は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間でございます。

この業者を特定いたしました理由としましては、同じく1ページ目、「2 特定理由」のところに記載がございます。1点目としまして、学校給食の目的や意義を十分に理解し、安心・安全な給食の提供と、学校における食に関する指導及び食育推進について、より具体的で適切な提案を行っていること。2点目といたしまして、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を正しく理解しており、安全衛生面に関する独自のマニュアルを整備し、専門的な知識や技術を習得するための社員研修体制を構築するなど、効果的な教育体制を有していること。2ページ目に入りまして、3点目として、社員が学校に勤務することを踏まえ、児童、生徒をはじめとして、教職員、保護者等と良好なコミュニケーションを図ることを重視しており、学

校と連携して各種行事へ積極的に参加協力するなど、学校と一体となった業務遂行について、具体的な方針を提示していること。

以上のような理由によりまして、この事業者の提案が総合的に優れたものであったというふうに判断をされまして、受託業者として特定されたものでございます。

2 ページ目の中ほどから、特定までの経過について記載をしてございます。9月26日に給食運営審議会に対し選考についての諮問があり、審議会のほうでは、11月24日、第1回審議会を開催しまして、選考にあたる専門部会の設置について決定をされました。

11月25日から募集を開始し、12月9日に締め切ったところ、7社から参加表明書の提出がありましたが、1月12日までに企画提案書を提出したのは6社でございます。

1月25日の第1回専門部会において、第一次審査として企画提案書等資料の書類審査、2月1日の第2回専門部会では、業者によるプレゼンテーション、及びヒアリングによる第二次審査が行われております。

資料の次のページ、今回のプロポーザルに参加いたしました事業者の一覧が掲げられておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

同ページの中ほどからでございますが、採点結果を記載しております。採点結果につきましては、一次審査、二次審査における採点の結果、次のページ、「3 受託候補者の特定」のところに記載しておりますように、評価点数1位の事業者が、受託候補者として、特定されたものでございます。

今後はこの答申に基づきまして、受託候補者として特定された事業者と市契約課と協議をいたしながら、委託契約に向け事務を進めてまいります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」報告を求めます。

○建築課長

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について、福岡県の建築指導課より建築課に対して、飯塚市の公共施設に対する報告の取りまとめの依頼がありましたので、建築課のほうにて報告させていただきます。

お手元の配付資料に記載のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年11月に改正、施行され、不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち、大規模な建築物の所有者につきましては、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務づけられました。このたび、所管行政庁であります、福岡県に対しまして、資料のとおり本市施設21カ所を報告した内容が公表されることになりましたので、ご報告いたします。

本委員会の教育総務課の所管施設は、資料No. 1から17の学校施設が対象となりますが、No. 1から13の施設に関しては耐震診断を行い、耐震補強完了後の結果が公表されます。No. 14から17の施設に関しては、小中一貫校として新たに整備を進めており、耐震診断は実施していない旨が公表されることとなります。資料No. 18、19は飯塚オートレース場、第1、第2スタンドが対象となりますが、両施設とも耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、その旨が公表されることになりました。今後の整備については、現課で検討中でございます。資料No. 20は飯塚市役所本庁舎ですが、耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、今後の改修予定として

は平成29年5月以降に除却予定の旨が公表されることとなります。資料N0. 21の飯塚第1体育館ですが、整備計画にて、耐震診断は実施していない旨が公表されることとなります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

耐震診断を行ったということですが、この耐震というのは、大体どのくらいのものを基準として、震度幾つぐらいとか、そういったものがあると思うんですけど。耐震基準の診断の基準というのは、どういうことか教えてください。

○建築課長

震度階のことをお尋ねということによろしいでしょうか。震度幾つ以上かとかいうことで、具体的に震度幾つという数値的にはあれですが、一般的な大規模地震、5強以上が対象になるかと思えます。それで、数値的なところで申し上げますと、建物の倒壊に関するところで、鉄筋コンクリート造の耐震基準というものが、日本建築防災協会によりますと、I s 値という値がございます。この場合でいきますと、文科省の分でいきましたら、I s 値が0.7以上とかいう形での判断基準になるかとは思えます。

○兼本委員

小中一貫校として新たに整備される学校の、もしくはでき上がっている学校もあると思うんですけども、その耐震構造というのは、どのような形になっているのでしょうか。

○建築課長

今回申し上げております、新耐震基準に基づきまして設計を、昭和56年度以降のことでの基準で策定しておりますので、先ほど震度階というか、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性ということで、今回判断という形にはなろうかとは思えます。

○兼本委員

そうすると、耐震補強の場合は5以上ですか。耐震補強の場合は震度5に耐えられると。新しい分に関しては6から7という基準の差があるわけですか。

○建築課長

すみません。5強と言いましたけども、耐震基準、今の要緊急安全の基準でいきますと6からが該当になるかと思えます。それで、文科省の個別の指示としては7という形で、別途の割り増しの指示が行われておるかと思えます。

○兼本委員

そうすると、耐震補強工事と新たな建物の耐震基準では、同じというふうに考えていいんですか。

○建築課長

文科省の基準に従いまして、学校施設のほうの耐震改修のほうは動いておりますので、それは同等の強度はあろうかと思っております。

○兼本委員

熊本地震のときに、耐震補強されていた学校校舎が何個か被害をこうむってるといったところも出てたんですね。新しい学校はいいと思うんですけど、飯塚市の中でも耐震補強して賄う学校というのも多いわけですね。そのあたりを、もう一度ちょっと慎重に検討していただければと思ひまして、要望させていただきまして、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況につきまして、ご報告させていただきます。

資料1の1ページをお願いいたします。本計画素案につきましては、昨年11月に各委員会に報告させていただき、その後市内12地区におきまして、懇談会を開催しております。開催状況については①で記載しているとおりでございます。現時点では、まだ2回目については一部残っているというような状況でございます。

次の、②でございますが、これは第1回目での懇談会での意見等と現時点での市としての考え方を整理したものを記載させていただいております。その概要について説明させていただきます。

まず、1. 公共施設等のあり方に関する第3次実施計画（素案）の策定方法に関するご意見では、どのような手順で策定したのか、市民の意見などを聴いたのかといったような意見が出されております。次に2. 計画素案に関するご意見でございますが、廃止や縮減だけでなく、必要な施設は残すべきといったご意見をいただいております。2ページをお願いします。3. 市民意見の反映に関する意見では、市民意見を大切にしてほしいといった趣旨の意見をいただいております。4. 懇談会のあり方については、参加者が少ないので周知方法を検討すべきのご指摘をいただいております。それから次の、5. 跡地、跡施設に関する意見につきましては、特に学校跡地に対するご意見をいただいております。

3ページからは個別施設に対する意見となっておりますので、委員会の所管施設についてのみ、ご説明をさせていただきます。

6の公民館の最適化の関係でございますが、計画素案では、一律20%縮減するとしておりましたが、そのことへの意見、それから人口規模やその地区の活動状況によって面積を検討すべきではといった意見が出ております。7のコミュニティセンター化につきましては、具体的なイメージがわからないという意見が出されており、今後とも市民に対する説明が必要だというふうに考えております。一つ飛ばしまして、9の二瀬公民館から4ページ、5ページにかけては、各地区公民館に関するご意見をいただいておりますので、今後、整備計画を策定する段階で参考にさせていただきたいと考えております。その中で、特に4ページをお願いいたします。穂波公民館につきましては、穂波公民館と穂波図書館を穂波庁舎に移設し、穂波地区の拠点施設を整備すること、さらに穂波公民館敷地に楽市・平恒統合保育所を建設する再編計画案を提案してまいりましたが、特に現穂波公民館のホールの存続を強く住民の方が希望されておまして、移転に対して反対の意見を多くいただいております。今後も地元との協議を継続しまして、穂波地区の拠点施設のあり方を含め、検討していきたいというふうに考えております。

次に、資料2をお願いいたします。昨年の11月から1月にかけては、計画素案に関しまず意見募集を行った結果、57人の方よりご意見をいただいております。今後の人口減少に伴い、飯塚市の公共施設等の延床面積を今後10年間で削減するということについてのご意見ですが、ここについては、賛否が分かれてるような状況でございます。

次に、計画素案以外に知りたい情報、それから2ページの素案全体に関するご意見につきましては、さまざまなご意見をいただいておりますので、後ほどお読みいただければと思っております。

2ページから3ページにかけては、内野小学校に関するご意見を多数いただいております。計画素案の中で、八木山、内野小学校については、完全複式学級となった場合には、分校

化、または統合を検討するとしておりましたので、このことに対して多くのご意見をいただいております。筑穂地区については、3月30日に懇談会を開催いたしますので、その中でまた話し合ってもらいたいと考えております。

3ページの下側をお願いいたします。公民館の最適化に関する意見では、懇談会での意見と同様に、コミュニティセンター化に関しての周知についてのご意見をいただいております。

4ページをお願いいたします。ここでは、地区公民館ごとのご意見をいただいておりますが、これも懇談会同様、穂波公民館、公民館ホールに関するご意見が多く、現在の場所に残してほしいとのご意見をいただいております。

5ページをお願いいたします。エコ工房に関するご意見でございますが、これについては運営や事業についての意見というふうになっております。

次に、資料3をお願いいたします。資料3につきましては、今ご説明いたしました資料1、懇談会の意見、それから資料2、市民意見募集の意見、そういった意見を踏まえ、本計画素案の一部見直しを検討しているところを抜粋させていただいているものでございます。まず、1ページのNo. 2(6)実施スケジュールについてでございますが、今回、懇談会の中で人口が減少する上において市の公共施設等の廃止や縮小など最適化については、理解できるというご意見もありますが、ただ、公共施設を廃止や縮小するだけではマイナスのイメージしかなく、まちづくりの将来や地域の未来の考え方を、方針としてあわせて示してほしいとのご意見を多数いただいております。そこで、右側に記載しておりますが、公共施設の最適化の成果に応じて、そこで不要となった財源の一部をまちづくりの予算として組みかえる、いわゆるインセンティブ予算といったような制度設計が必要であると思われまますので、今後、検討を行うことを記載いたしております。

この内容につきましては、資料4を準備いたしておりますが、その10ページをお願いいたします。この資料は、計画書の本文となる部分でございますが、これの10ページの下側のほうに、こういった形で、きちっと記載してはというふうなことで、今考えているところでございます。

次に、資料の3に戻っていただきまして、No. 4から2ページのNo. 7まででございますが、先ほどご説明いたしましたように、八木山、内野小学校につきましては、市としても重要な公共施設であるという考えを持っていることから、過疎地域における拠点施設であるという一言を追加してはとは考えております。

次に、No. 8の12地区公民館についてでございますが、本計画素案では、コミュニティセンター移行後に指定管理者制度の導入を検討するとしておりましたが、公民館を民間事業者に委託するのといったような誤解を受けるようなご意見もいただいておりますので、市が考える指定管理者とは、まちづくり協議会などの地元の団体を想定しております。という形で明確に追加してはというふうに思っております。

次に、No. 9から3ページのNo. 17まででございますが、これも、先ほど説明いたしました穂波地区の公共施設の整備計画について、地元住民の方や利用者との協議を行っていく必要があるということから、最適化方針を別途計画ということで改めて、最適化の理由等については削除していくということで考えております。

最後になりますが、今後のスケジュールといたしましては、議会でのご意見、それから2回目の市民懇談会の意見を踏まえ、計画を策定したいと考えております。したがって、当初平成28年度中にこの計画については策定する予定ではございましたが、変更いたしまして、平成29年度の早い時期に、本計画の策定をしてみたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

最後に、一言ご挨拶を申し上げます。

本日を持ちまして、この委員構成での委員会の開催は最後となります。初めての委員長ということで不慣れな点もありましたけども、委員の皆様、また執行部の皆様のご協力のおかげで、この2年間を全うすることができました。この場をお借りしまして皆様方にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして市民文教委員会を閉会いたします。